

## 戸籍法の「常用平易な文字」と人名用漢字の変遷

宮 崎 幹 朗

### 一 はじめに

戸籍法五〇条一項は、子どもの名には「常用平易な文字」を用いなければならないものと規定し、二項において「常用平易な文字」の範囲を法務省令で定めるものとしている。これを受けて、戸籍法施行規則六〇条は「常用平易な文字」を具体的に定めている。ここで、子どもの名に用いることのできる文字については、ひらがなおよびカタカナのほか一定の範囲の漢字とし、子どもの名前に用いることのできる漢字を「人名用漢字」として定め、漢字の名への使用について範囲を制限している。

当初「当用漢字」に限定されていた「人名用漢字」は、国語審議会の答申と戸籍に関する事項についての民事行政審議会の答申を受けて、一定の制限を設ける方式を維持しながら、人の名に用いることのできる漢字の範囲を次第に広げる傾向を示してきた。特に、平成二（一九九〇）年には、人名用漢字として一一八字を追加するという大幅な改正がおこなわれた。しかし、それにもかかわらず、子どもの名に制限外の文字を用いることを希望する声が高まり、「琉」に関する沖縄の事例をはじめとして、制限外の漢字を用いた名を付けた子どもの出生届の受理をめ

ぐるトラブルが各地で生じてきた。<sup>(1)</sup>戸籍法施行規則施行後、早い段階から制限外の漢字の使用をめぐるトラブルがあらわれていたが、家庭裁判所における争いに発展した事例もわずかながらあった。これらに関する審判例ではその結論が分かれていた。<sup>(2)</sup>このような争いは、戸籍法施行規則によって人名に用いることが認められていない漢字を子の名に使用した出生届に対する市町村長の不受理処分への不服申立て事件として家庭裁判所にあらわれている。これに関する家庭裁判所の審判の中には、「社会通念上明らかに常用平易な文字」であれば、出生届の受理を認めるという態度を示すものが出てきた。

特に、「琉」の字を子どもの名に用いた出生届の受理を命じた那覇家庭裁判所平成九(一九九七)年一月八日審判以降、「人名用漢字」による制限に対する不満が積極的にあらわれるようになり、家庭裁判所での争いも増えてきた。「凜」の字をめぐる佐賀家庭裁判所唐津支部平成一四(二〇〇二)年八月八日審判と福岡高等裁判所平成一四(二〇〇三)年二月二七日審判、札幌高等裁判所平成一五年六月一八日決定は出生届の受理を命じる判断を示し、最高裁判所も原審の判断を支持する決定を出すに至った。最高裁判所平成一五年二月二五日決定は「人名用漢字」としては認められていなかった「曾」を子どもの名前に用いた出生届を受理しなかった戸籍事務管掌者の処分を取消し、出生届の受理を命じる決定を出した。<sup>(3)</sup>これは戸籍法五〇条一項の「常用平易な文字」と「人名用漢字」に関する最高裁判所の初めての判断であった。その後にも、横浜家庭裁判所平成一六(二〇〇四)年五月六日審判では、「獅」の字を子の名に用いた出生届の受理が認められた。

これらの裁判所の判断を受けて、法務省は、そのたびごとに戸籍法施行規則を改正する手続をとり、別表にそれぞれ「琉」、「曾」、「獅」を追加する改正をおこなった。<sup>(6)</sup>同時に、「人名用漢字」の見直しの必要性を認識し、平成

一六（二〇〇四）年二月一〇日に、法務大臣が法制審議会に対して、「子の名に用いることのできる漢字（人名用漢字）の範囲の見直し（拡大）」に関する諮問をおこない、根本的な人名用漢字の見直し作業にとりかかった。法制審議会は「人名用漢字部会」を設置し、審議を開始した。その審議を踏まえて、法制審議会は平成一六年九月八日に、人名用漢字の制限方式を維持するとともに、四八八文字を人名用漢字に追加することを主な内容とする意見を法務大臣に答申し、これを受けて、法務省は、平成一六年九月二七日、戸籍法施行規則の別表を全面改正し、従来の人名用漢字二九〇字に、法制審議会が答申した四八八字と許容字体二〇五字を加えた合計九八三字を「漢字の表」に掲げるに至っている。

政府は、当初、人名用漢字を国語政策の問題として位置づけ、国語審議会の検討を踏まえて、民事行政審議会を通して、人名用漢字の拡大を図ってきた。しかし、昭和五六（一九八一）年の「常用漢字表」の制定以後、国語審議会は人名用漢字の問題を民事行政問題として位置づけるべきことを要望した。それ以降、人名用漢字の問題は民事行政審議会で審議されることとなり、さらにその後、子の名に用いる漢字をめぐるトラブルや審判が目立つようになってきた社会状況を背景にして、国民の基本的な社会生活に関する問題として、法制審議会において審議されたわけである。

本稿では、この「人名用漢字」の変遷を明らかにし、これに関する審判例を検討し、戸籍法五〇条一項の「常用平易な文字」について論じる。

## 二 国語政策および民事行政政策としての人名用漢字の変化

昭和二三（一九四八）年に施行された戸籍法施行規則第六〇条においては、「人名用漢字」は当用漢字一八五〇文字に限られていた。<sup>(7)</sup>「当用漢字」は一般社会で使用する漢字の範囲を示したものであり、直接には人名用漢字の基準として制定されたものではなかった。しかし、子どもの名に用いられる漢字に複雑で難解な字が用いられると、名前をつけられた子ども自身や関係者に社会生活上多大な不便や支障が生じるおそれがあると考えられたことから、「国語政策」として制定された「当用漢字」を人名用漢字の取り扱いにも利用することが妥当とされたものであった。大正三（一九一四）年に制定された旧戸籍法では、子どもの名に用いる文字に関しては「略字又ハ符号ヲ用キス字画明瞭ナルコトヲ要ス」と定められているだけで、<sup>(8)</sup>特別の規定は置かれていなかった。ただし、明治六（一八七三）年の太政官布告によって、歴代天皇の御諱または御名の文字を使用することが許されないものとされていた。<sup>(9)</sup>また、戸籍先例では、ローマ字やアルファベットなど外国文字の使用は認められず、<sup>(10)</sup>日本文字に限られていた。第二次大戦前と比べると、人名に用いることのできる字にかなり大きな制限が加えられたことになる。

その後、昭和二六（一九五一）年には、「彦」や「之」など当用漢字表に掲げられていない漢字の使用についての要望もあって、国語審議会固有名詞部会による「人名漢字に関する建議」が出され、従来人名に使われることの多かった漢字など九二字を人名に用いることが提言され、<sup>(11)</sup>これを受けて、政府は戸籍法施行規則六〇条を改正し、「人名用漢字別表」が定められた。<sup>(12)</sup>その後、たびたび人名用漢字の追加を要望する声が出され、昭和四九（一九七四）年には、法務大臣が民事行政審議会に戸籍の公開制度に関する問題とともに、人名用漢字の問題について諮

問をおこない、民事行政審議会は昭和五〇（一九七五）年二月に人名用漢字に関する答申を出した。この答申は、人名用漢字を「当用漢字表」および「人名用漢字別表」によって制限する方式を維持しながら、必要に応じて「人名用漢字別表」の漢字を追加する措置を継続することとし、具体的な検討は国語審議会の審議をまっけて対処するものとすべきとしたものであった。この答申を踏まえて、昭和五一（一九七六）年二月に、法務大臣の諮問機関として「人名用漢字問題懇談会」が設置され、全国の市町村に対して実施した調査の結果等も踏まえながら、二八字を人名用漢字として追加するのが相当であるという報告がおこなわれた。その結果、国語審議会の了解を得た上、「人名用漢字追加表」が制定され、戸籍法施行規則六〇条が改正された。<sup>(12)</sup>

昭和四七（一九七二）年以来、八年にわたり、漢字の字種・字体等の問題について審議を続けてきた国語審議会は、昭和五六（一九八一）年三月に、一般の社会生活で用いる漢字使用の目安とするための「常用漢字表」を作成し、文部大臣に答申した。<sup>(13)</sup> ここにおいて、国語審議会は、人名用漢字については、「常用漢字表」の趣旨を参考にすることを要望した上で、戸籍法等の民事行政との結びつきが強いとして、法務省に委ねるという態度を示した。法務省はすでに、昭和五四（一九七九）年一月に、民事行政審議会に対して、人名用漢字の取り扱いについて諮問していたが、民事行政審議会は、昭和五六（一九八一）年五月の答申において子ども名に用いる文字の取り扱いについて従来通りの制限方式を維持することとし、「常用平易な漢字」の範囲は常用漢字表に掲げる漢字と人名用漢字別表および人名用漢字追加表に掲げる漢字に一定の漢字をさらに追加すべきであるとして、新たに五四字を人名用漢字に加えることを提言した。<sup>(14)</sup> これを受けて、法務省は新しい「人名漢字別表」を掲げ、「常用漢字表」の制定と同時に、戸籍法施行規則六〇条を改正した。<sup>(15)</sup> これ以後、人名用漢字に関しては一応国語政策そのものとは離れて、民事行政政策の問題として、法務省の取り扱うべき事項となったといえる。

その後も、社会情勢の変化もあり、国民の子どもの名前に対する好みの変化が進み、これまでの人名用漢字の範囲は不十分であるとして、漢字の追加を求める声が高まってきた。いわゆる「悪魔ちゃん」事件も名前に対する親の好みの変化を示すものといえるが、戸籍法および戸籍法施行規則による命名に関する制限に対する不満や命名に関する自由を求める声があがってきて、人名用漢字の制限の必要性を批判し、制限の撤廃を求める意見も見られるようになってきた。そのような状況の中で、平成元（一九八九）年二月、法務大臣は民事行政審議会に戸籍法施行規則六〇条の取り扱いおよび名についての漢字の取り扱いに対する意見を求める諮問をおこなった。これに対して、民事行政審議会は平成二（一九九〇）年一月に、なお人名用漢字を制限する方式を維持しつつ、戸籍法施行規則六〇条が規定する子の名に用いることのできる漢字として新たに一一八字を追加するものとする答申をおこなった。<sup>(17)</sup> これを受けて、戸籍法施行規則別表の「子の名に用いることのできる漢字一覧」に一一八字を追加する改正がおこなわれた。これによって、人名に使用できる漢字の範囲は大幅に拡大されることとなった。

しかし、その後、前掲の那覇家庭裁判所平成九（一九九七）年一月一八日審判において、「琉」の字を子ども名に用いた出生届を受理することを命じる判断が出されたことをきっかけとして、人名用漢字の問題が再び注目されることとなった。この那覇家庭裁判所審判の結果を受けて、法務省は民事行政審議会への諮問を経ることなく、直ちに「琉」の字を「子の名に用いることのできる漢字一覧」の戸籍法施行規則別表に追加する改正をおこなった。<sup>(18)</sup> さらに、前掲の平成一五年の最高裁判所決定の後には、問題となった「曾」を別表に追加し、その後、争いとなった事案が出るたびに、「獅」、「駕」、「毘」、「瀧」が別表に追加されていった。<sup>(19)</sup> このように、法務省は、人名用漢字について、民事行政審議会の方針通りに、制限方式を維持しながら、問題が生じるたびに、個別具体的に特定の「漢字」を人名用漢字として認めるかどうかを判断した上で、人名用漢字として追加していく姿勢を示してきた。

そのような状況の中で、平成一六（二〇〇四）年二月、法務大臣は法制審議会に対して「子の名に用いることのできる漢字（人名用漢字）の範囲の見直し（拡大）」について諮問をおこなった。これに対応して、法制審議会では人名用漢字部会を設置し、人名用漢字による制限方式の問題を含めて、字種および字体の選定についての審議をおこなった。法制審議会では、制限方式については、戸籍法五〇条一項が「常用平易な文字を用いなければならない」と規定し、立法当初から人名用漢字について制限することを明らかにしていること、子どもに複雑かつ難解な名が付けられると社会生活において本人や関係者に不便や支障が生じること、人名用漢字の制限方式が長年の間に十分定着していることを指摘し、従来の民事行政審議会の答申と同様に制限方式を維持すべきものとした。人名用漢字の拡大については、従来の検討が国民の要望等をもとにして、「人の名としてふさわしいかどうか」という点に重点を置いて審議してきた傾向があったことを指摘した上で、戸籍法五〇条一項では「常用平易な文字を用いる」ことを要求するだけであり、「人の名としてふさわしい」という要件が特別に求められているわけではなく、最高裁判所平成一五年決定においても「社会通念上明らかに常用平易と認められるかどうか」という観点が重視されていることを踏まえて、審議が進められた。この審議において、人名用漢字部会では「常用平易かどうか」の検討の対象枠として、JIS漢字の第一水準および第二水準の漢字の中から、「常用漢字表」に掲げられた漢字、「人名用漢字表」に掲げられた漢字、「人名用漢字別表」に掲げられた漢字、および許容字体を除いたものが挙げられた<sup>20</sup>。そして、JIS第一水準の漢字については原則として常用平易性が認められるという前提で検討され、JIS第二水準の漢字については常用平易性を個別に考察し、常用平易性が認められるものを人名用漢字として追加することが相当であるという判断のもとで検討を進めた。また、国語審議会が平成二二（二〇〇〇）年一二月に答申した「表外漢字字体表」の作成の際に使用された「漢字出現頻度数調査（2）」の結果を活用した<sup>21</sup>。これらを踏まえて検討

された結果、現在人名用漢字に含まれていないJIS第一水準の漢字七七〇字について、「漢字出現頻度数調査(2)」による出現頻度を考慮し、五〇三字を常用平易と判断した。それ以外のJIS第一水準の漢字および第二水準以下の漢字については、上記の出現頻度や要望の有無などを総合的に考慮して、七五字が選定された。

これらの漢字合計五七八字について、法務省は平成一六(二〇〇四)年六月一日から七月九日までの間、ホームページ上でパブリック・コメント手続を実施した。これに寄せられた意見数は一三〇八件であり、これを参考にして、人名用部会において審議が再開された。パブリック・コメントの意見の中で「人名にふさわしくない」として削除を求める漢字は四八九字に及んだ。このうち、削除を求める意見が一〇〇件以上あった「糞」、「屍」、「呪」など九字を削除することが人名用漢字部会で決められた。また、その後、部会委員の過半数が社会通念上明らかに不適切と判断した七九字を削除し、合計八八字が削られた。逆に、人名用漢字として採用すべきという意見が多く寄せられた「掬」が追加された。以上のような審議を経て、九月、法制審議会総会において、人名用漢字部会の結論を了承する形で、人名用漢字に関する制限方式を維持すること、四八八字を人名用漢字として追加することが法制審議会の意見とされ、法務大臣に答申された。この答申を受けて、法務省は戸籍法施行規則別表を全面改正し、従来の人名用漢字二九〇字に四八八字および許容字体二〇五字を加えた合計九八三字を「漢字の表」として掲げた。<sup>(22)</sup>

### 二 審判例の分析

戸籍法施行規則が定める「人名用漢字」以外の漢字を子の名に用いた出生届が問題となった審判例はそれほど多くない。東京高等裁判所昭和二六(一九五二)年四月九日決定が最初の事案である。<sup>(23)</sup>この事案では、「瑛」および

「玖」の字が問題となったが、裁判所は戸籍事務管掌者としての市区町村長の不受理処分を合法と認め、戸籍法施行規則が認めている漢字以外の漢字を用いて付けられた名の子の出生届の受理を命じることができないとした。人名用漢字の制限は公共の福祉のために必要であり、戸籍法五〇条および戸籍法施行規則六〇条によって人名用漢字を当用漢字に制限したことは憲法のどの規定にも反するものではないという旨を述べて、出生届不受理処分に対する不服申立てを却下した原審の判断は正当であるとして、即時抗告を棄却した。

東京家庭裁判所昭和四九(一九七四)年四月九日審判は「沙」と「羅」の文字が問題となったものである。<sup>(24)</sup> 子どもにも「沙羅」という名を付けた出生届について、戸籍法五〇条に違反するとして届出の受理を拒否した区長の処分に対して、戸籍法一一九条に基づき父親が不服申立てをおこなった。父親は常用平易な文字の範囲は時代の推移に応じて適正に改正されるべきであり、「沙」や「羅」の文字が常用平易な文字でないとするのは命名の自由を侵害して違法であると主張した。これに対して、裁判所は、戸籍法五〇条二項は常用平易な文字の判別の困難さから来る支障を避けるために常用平易な文字の範囲を命令に委任し、命令によってその範囲の明確化を図ったものと解され、したがって、命令で定める常用平易な文字に個々のみれば多少の難点があるとしても、それが委任の趣旨や目的を著しく逸脱していない限り、その命令は適法有効であり、命令権者、戸籍事務管掌者はもとより、家庭裁判所もこれに拘束されるものと解すべきであると述べ、「沙」および「羅」の漢字を子どもに用いることはできない旨を述べた。常用平易な文字の範囲の判断は国語政策ないし立法論であり、望ましい改正がなされなかったとしても、それを理由に戸籍法施行規則六〇条の規定が無効となるものではない旨を付け加えている。しかし、出生届を不受理処分にした区長の判断については不適切として、「名未定」の出生届として受理することを区長に命じた。<sup>(25)</sup>

奈良家庭裁判所昭和六二（一九八七）年一月一九日審判では「舜」の字が問題となったが、東京高等裁判所昭和二六年決定と同様に、出生届の不受理処分に対する不服申立てを却下したものである。戸籍法五〇条二項が「常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める」と規定し、これを受けて戸籍法施行規則六〇条が子の名に用いることのできる文字を定めたものであり、「常用平易な文字」を制限的に列挙したものであることは明らかであり、例示的に列挙したものと解することはできないという旨を述べている。そして、常用漢字および人名用漢字が常用平易な文字を網羅しているかどうかについて議論の余地があるとしても、常用平易な文字として妥当な範囲を挙げたもので、不合理とはいえず、「舜」の文字が平易な文字に当たるとしても常用されているものとはいえないと付け加えている。その上で、出生届を受理しなかった市長の処分は正当であるとして、出生届の受理を求める申立てには理由がないとした。<sup>(26)</sup>

さらに、「凜」に関する福岡高等裁判所平成一四（二〇〇二）年一〇月三十一日決定も上記の審判例と同様の立場を示したものである。<sup>(27)</sup> 戸籍法施行規則で定めている文字以外の字を用いて子の名を記載した出生届の受理を市町村長に命じなければならぬ特段の理由が存在するとは認められないと述べている。ここでは、「凜」の字が戸籍法施行規則六〇条に定められている「凜」の字の俗字であることを指摘し、正字である「凜」の字を用いることができるにもかかわらず、あえて俗字である「凜」の字の使用を認めるまでの必要性はないという趣旨を付け加えている。

上記の審判例では、人名用に用いることのできる文字について、名前の持つ公共性や社会性の観点から名に用いることのできる文字に関する制限が必要であることを前提とし、戸籍法施行規則六〇条が定めている「常用平易な文字」としての「人名用漢字」の範囲の適切性および合理性を承認する態度を示している。仮に、人名用漢字の範

困に疑問があるとしても、特定の文字が「常用平易かどうか」を戸籍事務担当者および管掌者が実質的に審査することはできないことを認め、戸籍法施行規則に従った処理をせざるをえないものと判断している。そして、この問題が「国語政策」ないし「立法政策」の問題であることを指摘している。

これらの審判例に対して、人名用漢字以外の漢字を用いた出生届の受理を命じた審判例として、次のものがあげられる。「悠」の字に関する東京家庭裁判所昭和四八（一九七三）年一月三〇日審判、「琉」の字に関する前掲の那覇家庭裁判所平成九（一九九七）年一月一八日審判、「凜」の字に関する福岡高等裁判所平成一四年一〇月三一日決定の原審である佐賀家庭裁判所唐津支部平成一四（二〇〇二）年八月八日審判、「曾」の字に関する最高裁判所平成一五（二〇〇三）年二月二五日決定、「獅」の字に関する横浜家庭裁判所平成一六（二〇〇四）年五月六日審判などがあり、最近ではむしろこの立場の方が優勢といえる。

東京家庭裁判所昭和四八年一月三〇日審判では、「悠」という漢字は当用漢字表にも、人名用漢字別表にも入っていないことを認め、「悠」の画数が一二画であり、「悠久」や「悠々自適」などの熟語として日常的に多用されているという事実を認めた上で、特に難解な文字とする理由はないと指摘している。そして、戸籍法五〇条二項によって委任された戸籍法施行規則六〇条が子の名に用いる漢字を当用漢字および人名用漢字に制限したことを国語政策に即応した妥当な処置であり、戸籍事務担当者が表にない漢字を用いた出生届の受理を認めないとする実務の取扱も正当であるとしながらも、当用漢字表および人名用漢字別表にない漢字の使用を禁止するというものではなく、戸籍事件について市町村長の処分について不服の申立てをすることが認められていることからみて、戸籍法五〇条の趣旨が、個々の場合に、実情に即して、家庭裁判所の判断によって表外漢字を子の名に用いた出生届の受理を認容する余地を残したものと解するのが相当であると述べている。その結果、「悠」の字を子の名に用いた出生

届の受理を命じている。<sup>(28)</sup>

那覇家庭裁判所平成九年一月一八日審判は、戸籍法施行規則六〇条で定められている子の名に用いることのできる文字は限定的に列挙されたものであるが、特別家事審判規則一五条の趣旨からすれば、家庭裁判所は具体的事件において事後的な個別判断をおこなうことが可能であるとして、「琉」を名とする出生届の受理を那覇市長に命じたものである。<sup>(29)</sup> 審判は、まず、子の名に用いることのできる文字を制限するに至った経緯とその後の人名用漢字に関する変化について述べ、さらに昭和六三年頃の戸籍事務窓口に対する調査では「琉」の字が沖縄において使用希望の多かった漢字であったこと、沖縄県戸籍住民基本台帳事務協議会が平成九年に「琉」の字を人名に使用できるように要望していたこと、那覇市長が戸籍事務管理者としてはこの出生届を受理できないため家庭裁判所の審判によって受理を命じてもらう以外の方法はないという趣旨の意見を述べていることを指摘している。そして、申立人の戸籍法五〇条および戸籍法施行規則六〇条が憲法一二条等に違反するという主張に対しては、名の持つ社会的機能からの制限の必要性や、人名用漢字の範囲について国民の要望を考慮して数回にわたり追加してきた経緯を指摘し、名を何らの制限もなく自由に選択できる権利が子どもとその両親に憲法上保障されているとまではいえないことを述べている。また、戸籍事務管理者である市長が「常用平易な文字かどうか」について実質的に判断して受理すべきであるという主張に対しては、戸籍法施行規則六〇条で定めている子の名に用いることのできる文字は単なる例示ではなく、限定列挙されたものと解するべきであり、市町村長はこれに従った戸籍行政事務をおこなえば足り、市長が実質的な判断によって出生届を例外的に受理することはできないと述べている。最後に、家庭裁判所の判断によって出生届の受理を命じるべきとする主張に対して、「家庭裁判所は、子の名に使用できる文字が限定列挙されていることの趣旨を尊重しつつも、具体的事件においては個別判断が可能であると考えるべきである」と述べて、

裁判所の実質的判断の可能性を承認している。その上で、「琉」の字自体は戸籍法施行規則六〇条に列挙されている他の文字と比較しても平易であること、「琉」の字が沖縄県においては歴史的背景からしても非常に重要な意味を持つ字であること、「琉」の字の使用に対する国民の潜在的な希望が相当程度であるとみられること、本件申立人である両親の真摯な命名の希望が存在していること、人名用漢字としての追加の実現がいつになるか予測できないことなどを指摘し、「琉」の名の出生届の不受理処分および名未定の出生届の受理処分を取消し、相当な処分として子の名を「琉」とする出生届の受理を命じるのが相当であるという結論を示した。

最高裁判所平成一五年二月二五日決定の事案は、「曾」の字を子の名に用いた出生届の追完届の不受理処分に対する不服申立て事件である。原々審である札幌家庭裁判所平成一五年二月二七日審判は申立人の主張を認め、出生届の追完届の受理を命じた。区長が抗告し、札幌高等裁判所は区長の抗告を棄却したため、区長は戸籍法五〇条および戸籍法施行規則六〇条の解釈および適用の誤りと過去の高等裁判所判例との相反を理由として許可抗告を申立て、許可され、これに対して出された決定である。

原々審判は、戸籍法施行規則六〇条に列挙されている子の名に用いることのできる文字は限定列挙であつて、市町村長はこれに従つた行政事務をおこなえば足りるとした上で、戸籍法一一八条および特別家事審判規則一五条が、戸籍事件について不服申立てを許し、不服申立てに理由があるときには家庭裁判所は市町村長に相当な処分をするよう命じなければならぬことを規定している趣旨を指摘し、「家庭裁判所が、事後的に、子の名に使用できない文字を含む名を子に命名することが相当か否か判断し、新たに市町村長に出生届や追完届を受理するよう命じることとは当然許されるものと解される」と述べ、「その判断は、性質上、子の名に使用された文字が、複雑、難解な漢字であり、命名された本人や周囲の關係者に社会生活上の不便や支障を与えるか否かによつて判断する他な

い」として、「曾〇」の名は、戸籍法五〇条および戸籍法施行規則六〇条の趣旨に照らしても、妥当性を持つ名であると判断したものである。<sup>30)</sup>

札幌高等裁判所の原審決定は、原々審判の判断を支持し、戸籍法五〇条および戸籍法施行規則六〇条の趣旨の合理性を認めた上で、社会通念に照らして明らかに常用平易な文字であると認められる文字について、戸籍法施行規則六〇条がこれを常用平易な文字として列挙しない場合には、その文字に関する限度では、戸籍法五〇条の趣旨に反するものとして違法となり、戸籍事務管掌者はその文字が戸籍法施行規則六〇条に列挙されていないことを理由として出生届を不受理とすることはできないものと解されると述べている。そして、「曾」の字を構成要素として含む常用漢字には「僧」、「増」、「贈」、「憎」、「層」などがあること、「曾」の字を含む氏として「中曾根」や「曾我」など広く国民に知られている氏があること、「木曾川」など河川名や地名にも「曾」の字を含むものが多数存在していることなどを挙げて、「曾」の字は社会通念に照らして明らかに常用平易な文字であつて、戸籍法施行規則六〇条がこれを常用平易な文字として列挙していないことは戸籍法五〇条の趣旨に明らかに反するものとして違法であり、戸籍事務管掌者は子の名に「曾」の字が用いられた出生届を不受理とすることはできないと結論している。<sup>31)</sup>

最高裁判所決定も、原々審判および原審決定の趣旨と同様のことを述べて、区長からの抗告を棄却した。まず、戸籍法五〇条一項の趣旨について「従来、子の名に用いられた漢字には極めて複雑かつ難解なものが多く、そのため命名された本人や関係者に社会生活上、多大の不便や支障を生じさせたことから、子の名に用いられるべき文字を常用平易な文字に制限し、これを簡易ならしめることを目的とするものと解される」とする。戸籍法五〇条二項による委任の趣旨は「当該文字が常用平易な文字であるか否かは、社会通念に基づいて判断されるべきものであるが、その範囲は、必ずしも一義的に明らかではなく、時代の推移、国民意識の変化等の事情によつても変わり得る

ものであり、専門的な観点からの検討を必要とする上、上記の事情の変化に適切に対応する必要が有ることなどから、その範囲の確定を法務省令にゆだねたものである」としている。そして、戸籍法施行規則六〇条が社会通念上常用平易であることが明らかかな文字を子の名に用いることができる文字として定めなかつた場合には、戸籍法五〇条一項が許容していない文字使用の範囲制限を加えたことになり、その限りで戸籍法の委任の趣旨を逸脱し、違法、無効と解すべきである旨を述べる。したがって、戸籍事務管掌者はその文字を子の名に用いた出生届を受理しないことは許されず、裁判所が以上の点について審査し、決定する権限を有することはいうまでもないとして、当該文字が社会通念上明らかに常用平易な文字と認められるときには、当該市長に対して当該出生届の受理を命じることができるとしている。そして、「曾」の字について、原審決定が指摘した事項を考慮した上で、社会通念上明らかに常用平易な文字であるとした原審決定の判断は正当であるという判断を示した。この最高裁判所決定は、前記のとおり判断が分かれていた問題について最高裁判所が初めて下した判断として注目される。戸籍実務にも大きな影響を与えるものであることは明らかであり、戸籍法施行規則の改正にも影響を与えたものといつてよい。<sup>(32)</sup>

以上の審判例において、戸籍法施行規則が子の名に用いることができる文字として定めている「人名用漢字」以外の漢字を使用して子どもに命名した出生届に対する市区町村長の不受理処分に対する不服申立て事件において、家庭裁判所が問題となった漢字が「常用平易な文字かどうか」を個別的に判断して、不受理処分を取消し、出生届の受理を命じることができるかどうかについては、審判例の結論は分かれている。しかし、人名用漢字以外の漢字を用いた出生届の受理を認めなかつた審判例にしても、この問題が民事行政政策固有の問題として、家庭裁判所で審理判断される余地が一切ないとしていっているわけではない。戸籍法施行規則が掲げている文字について、多少の難点があり、議論の余地があるとしても、人名用漢字の制限の範囲は不合理ではないと判断し、あるいは制限外の漢字

の使用を認める特段の事情はないという判断をしている審判例もあるからである。これらでも、裁判所が漢字の制限の妥当性を検証していることになる。

また、不受理処分を取消し、制限外の漢字を使用した出生届の受理を市区町村長に命じた審判例でも、東京家庭裁判所昭和四八年審判などは、法務省が問題となった漢字を人名用漢字として定めなかったことを違法とすることは避け、あるいは戸籍事務管掌者としての市区町村長が制限外の漢字を使用した出生届を不受理とした処分を違法とはせずに、家庭裁判所の個別具体的判断として、当該漢字の常用平易性を個別に判断する余地を認めている。那覇家庭裁判所審判は、その根拠として、特別家事審判規則一五条を挙げている。これらの審判に対して、最高裁判所決定では、社会通念上明らかに常用平易な文字であるにもかかわらず、これを子の名に用いることのできる文字として定めなかった場合には、その限りで戸籍法施行規則六〇条は戸籍法五〇条の委任の趣旨を逸脱し、違法、無効であると判断しており、それまでの審判例よりも一歩進んだ積極的な判断をしている。<sup>(33)</sup> その点において、従来の審判例との違いがある。しかし、いずれにしても、裁判所が特定の文字が常用平易な文字か否かを審査し、判断する権限を有していることを認めている点では共通している。

#### 四 命名の自由と戸籍法五〇条

子どもが出生した際に、命名する権利ないし義務が誰に存するかについては、明確な規定は存在しない。一般的に、出生届出の義務が子どもの父母にあることから、命名権は父母にあるものと考えられている。<sup>(34)</sup> しかし、その命名権の法的性質については、見解の対立がある。<sup>(35)</sup> 命名行為を親権の作用の一部とみる見解、命名を子どもの固有の

権利として位置づけ、親権者である親が代理して行使するものとする見解、親権者である親が事務管理として代行するという見解などがある。いずれの見解にしても、子どもの利益のために命名権が行使されるべきであり、親の恣意的な命名行為は慎まなければならないものと解されている。<sup>(36)</sup>ひとたび命名されると、命名行為者の意図を離れて、名が社会において一つの地位を占めていくことを指摘し、命名行為については内在的制約があることが強調される。<sup>(37)</sup>親の命名の際には、名の持つ社会的機能を損なうことがないように配慮しなければならないことは言うまでもないことである。

親の命名権に関して、前述の東京家庭裁判所昭和四九年四月九日審判では、命名の自由を認めつつも、「出生した子にいかなる名が付けられるかについては、その子本人自身が重大な利害関係を有するのみならず、世間一般も少なからざる利害関係を有するものと認められる。それ故、命名権者の有する命名の自由も、この両側面からの内在的制約を免れず、難解、卑猥、著しい使用の不便等の名を付することは原則として許されないものと解すべきである。戸籍法五〇条が子の名に常用平易な文字を用いるべき旨を定めたのもこの趣旨に基づくものである」と述べている。<sup>(38)</sup>同様の趣旨を、名古屋家庭裁判所一宮支部昭和三八年一〇月八日審判および抗告審である名古屋高等裁判所昭和三八年一〇月九日決定も指摘している。<sup>(39)</sup>命名権が子どもの利益のために行使されるべきことと、名の持つ社会的機能のために命名に対する制約があることをあげて、戸籍法五〇条が常用平易な文字の使用を規定した趣旨もそのためのものとしている。

また、最高裁判所昭和五八（一九八三）年一〇月一三日決定では、戸籍法五〇条によって名に用いることができ文字が制限されても、個人の氏名選択の自由を制限し、憲法一三条に違反するものではない旨を述べている。<sup>(40)</sup>裁判所は、戸籍の公証性から、氏名の選択について従来からの伝統や社会的便宜を考慮しながら一定の制限を設けて

いることを認め、戸籍法の規定にかかわらず氏名を選択し、戸籍上それを公示することを要求する一般的な自由や権利が国民にあると解することはできないとしている。この事案では、戸籍法一〇七条二項に基づく改名許可審判の申立ての際に、変更を求める名が常用漢字および人名用漢字になかったため、家庭裁判所が改名の申立てを却下し、抗告審においても抗告を却下されたため、最高裁判所に特別抗告したものであった。全く制約なしに名を用いる文字を選択できることはできないとし、そのような制限を設けても国民の幸福追求権を阻害するものではないという理解を示した判例である。

人名用漢字として認められていない文字を使用した名への変更の申立てについては、審判例の判断は分かれている。一方で、改名の場合にも戸籍法五〇条の趣旨が適用され、戸籍法施行規則六〇条に掲げられていない文字を使用した名への変更を認めないとする審判例があり、これを支持する立場も強い<sup>(41)</sup>。他方では、僧侶など職業上の必要性がある場合や長期使用が認められる場合に、特に難解な文字でない限り改名を許可する審判もある<sup>(43)</sup>。

すでに述べたように、日本において使用されている漢字の数は甚だ多く、またその用い方が複雑であり、教育上、社会生活上、多くの不便があった。そこで、これを制限し、国民の生活能率を上げ、文化水準を高めることに資するべく、昭和二二（一九四六）年に「当用漢字表」が策定されたわけである<sup>(44)</sup>。「当用漢字表」は、法令、公用文書、新聞、雑誌および一般社会で使用する漢字の範囲を示したものであり、固有名詞については別途考えるものとされていた。したがって、人の名に用いられる漢字の基準として考えられたものではなかった。しかし、漢字には極めて複雑かつ難解なものも多く、命名された本人や関係者に社会生活上多大な不便や支障を生じさせたことから、国語政策として制定された「当用漢字表」を人名用漢字として用いることが妥当であるとされたという経緯があった。

昭和二二（一九四七）年に改正され、翌年施行された現行戸籍法五〇条一項に「子の名には、常用平易な文字を用

いなければならない」と規定し、二項によってその文字の範囲の確定を法務省令に委ねる旨を規定したが、上記のような理由によって、人名用漢字については「当用漢字」に限るものとされたという経緯がある。<sup>(45)</sup>このような背景を踏まえて、命名の自由を承認しつつも、その自由には一定の社会的制約があり、戸籍法五〇条の規定する「常用平易な文字の使用」という制限はその象徴的なものであると位置づけられている。ここでは、人の名の持つ社会的機能の側面が強調され、円滑な社会生活をおくる上で、複雑で難解なものは好ましくないという判断が働いていることは明らかである。

戸籍法五〇条は前記のような趣旨から人の名に常用平易な文字を要求しているが、常用平易な文字の範囲を定めるについては時代の推移や国民の意識の変化などを考慮せざるをえないことから、戸籍法施行規則六〇条に常用平易な文字の範囲の確定を委ねたことになる。この常用平易な文字の範囲については、すでに指摘したように限定的列挙であると理解する立場が一般的である。このように考える根拠として、出生届を受け付ける戸籍事務管掌者の判断を容易にするということが挙げられる。出生届が出されるたびに、戸籍事務管掌者が子の名に用いられている文字が常用平易な文字であるかどうかを個別に判断することが困難であるからである。また、そもそも、戸籍事務管掌者に認められている審査権の範囲については議論がある。通説の見解は、届出に対する形式的審査権限が認められているのみであるとするが、<sup>(46)</sup>審査の対象からすると実質的判断をおこなっている面もあるとして、必要に応じて実質的審査権限をも有しているとする見解もある。<sup>(47)</sup>しかし、市町村長が出生届に記載されている文字が常用平易かどうかという判断をおこなうことは、法令解釈を市町村がおこなうことを認めることになり、実質的審査権限を有しているからといって許されるとはいえない。したがって、市町村長が実質的に判断することには無理があると考えられる。市町村長は、戸籍事務の処理について戸籍法および戸籍法施行規則の規定に従っておこなわなけれ

ばならないからである。

## 五 戸籍法施行規則六〇条への委任の合理性

戸籍法五〇条二項によって「常用平易な文字」の範囲を法務省令によって定めるものと規定し、戸籍法施行規則六〇条はこの委任を受けて、常用平易な文字を限定列挙したものと理解される。このことについては、前述の審判例においても異論を見ない。この法務省令によって定められた「常用平易な文字」の範囲が合理的で妥当なものであるかどうかの判断を裁判所がおこなうことができるという点に關しても、ほぼ異論のないところである。そして、裁判所が当該の文字が常用平易と判断した場合には、市町村長にその文字を用いた出生届の受理を命じることができるとするのが最近の審判例の傾向である。

ここから、いくつかの審判例の判断構造が分かれてくる。法務省令としての戸籍法施行規則六〇条の規定を合理的で妥当な範囲を定めたものと判断するものでは、行政の裁量権を優先させ、人名用漢字の問題を国語政策の問題として把握しようとしている傾向を示しているものといえる。これに対して、当該の文字の常用平易性を裁判所が個別的に判断し、戸籍法施行規則六〇条が規定していない文字が常用平易であると判断した場合に、違法であると判断したのが、最高裁判所平成一五年決定の事案である。それ以外の審判例においては、戸籍法施行規則六〇条の合理性は一応認め、人の名に用いることができる文字の範囲を定めることが立法政策の問題であることを認めた上で、個別具体的な判断をおこなったものといえる。那覇家庭裁判所平成九年審判などの審判例は、当該の文字を子の名に用いることが妥当かどうかという個別的判断をしたのであって、戸籍法施行規則六〇条自体の合法性を論じ

たものではないと理解できる。

次の問題は、特定の文字が常用平易な文字であるかどうかを裁判所が個別的に判断した上で、常用平易であると判断されながら、戸籍法施行規則六〇条に定める人名用漢字の制限外の文字である場合に、どのような根拠に基づいてその文字を用いた出生届の受理を市町村長に命じることができなかである。那覇家庭裁判所平成九年審判はこの点について、特別家事審判規則一五条の規定を挙げているが、これについては批判もある。家庭裁判所は市町村長の戸籍事務に関する処分が違法であるときに、当該市町村長に対して相当な処分を命じることができるのであり、市町村長の処分が違法性が認められない場合には、出生届の受理を命じることができないのである。<sup>(48)</sup>したがって、裁判所が市町村長に対して、不受理処分とした出生届の受理を命じるためには、最高裁判所平成一五年決定のように、問題となった文字が常用平易な文字であるにもかかわらず、戸籍法施行規則六〇条が人名用漢字として規定していないことが違法であるという判断が必要であることになる。法務省令において常用平易な文字の範囲を定める場合には、戸籍法五〇条二項の趣旨を逸脱しない限りにおいて一定の裁量権が認められている。したがって、法務大臣が民事行政審議会ないし法制審議会の答申や報告に基づいて、常用平易な文字の範囲を定めるという手続および措置は一応正当なものと考えることができるであろう。その意味では、裁判所が、戸籍法施行規則六〇条が人名用漢字として定めていない文字について、常用平易な文字かどうかを個別的に判断して、その文字を人名用漢字として認めていないことが違法であるとすることは行き過ぎという批判もありえる。しかし、戸籍法五〇条が常用平易な文字の具体化を戸籍法施行規則六〇条に委ねたものであり、ここに定められていない特定の文字が社会通念上明らかに「常用平易」であると判断できる場合には、戸籍法施行規則六〇条は戸籍法五〇条の趣旨を十分には反映していないことになり、戸籍法五〇条が求める委任の趣旨をまっとうしていないと評価され、違

法と判断されてもやむをえないともいえる。戸籍事務を取り扱う市町村の窓口において、子の名に用いた文字の常用平易性を個別に判断することは困難であり、戸籍法施行規則による文字の制約を一応合理的なものと考えたと、裁判所による常用平易性の判断を正当化するためには、このような論理を展開するしかなかったものと思われる。最高裁判所決定の判断はこのようなものである。

## 六 む す び

那覇家庭裁判所審判や最高裁判所決定は、特に平成一六年における「人名用漢字」の見直し作業に大きな影響を与えたことは否定できない。戸籍法五〇条による制限を前提としつつ、親の命名の自由をできる限り保障しようというのが、これらの裁判所の判断であったといえる。<sup>(49)</sup>

戸籍法五〇条の規定は、親の命名の自由を保障しつつ、名の持つ社会的機能という観点から一定の制限を設けようというものである。一般的な国民の意識からすれば、名づけに対する制約を一切否定するという立場は少ないものと思われるから、何らかの形で命名に対する制限が課せられることはやむをえないものといえる。このことは、平成一六年における「人名用漢字」の範囲の拡大の際のパブリック・コメント手続において出されてきた国民の意見からも明らかであるように思われる。法制審議会が当初、戸籍法五〇条の規定に対応して素直に「常用平易か否か」という基準から人名に用いることのできる文字の範囲を検討したにもかかわらず、パブリック・コメントにおいては、人名に用いるのが不相当として、リストから除くべきとする意見が寄せられた漢字がかなりあった。このことは、多くの国民の間で、どのような文字を用いて子どもの名を付けてもかまわないということではないという

意識が存在していることをうかがわせる。

したがって、問題は、戸籍法五〇条による制限が合理的なものであるかどうかである。戸籍法五〇条の規定上、人名に対する制限は用いる文字が「常用平易か否か」のみである。しかし、人の名づけに対する制限として、そのような判断基準のみで適切かどうかを検討する必要があるように思われる。<sup>(50)</sup>文字として常用平易か否かということと、人の名として用いることがふさわしいかどうかという判断は決して同じではない。あるいは、「悪魔ちゃん」事件の場合のように、個々の文字が「常用平易」であるとしても、文字の組み合わせとしての名が人の名として社会的に容認されるものであるかどうかということも問題となりうるからである。

親が生まれてきた自分の子どもに対して、どのような名をつけてもかまわないというわけではなく、親の命名権はあくまでも子どものために行使されるべきものであると考える限り、命名の自由に一定の制限が課せられるのはやむをえない。したがって、市町村長が出生届に記載された子どもの名が名前としてふさわしいかどうかを実質的に審査することが困難であると解する以上、法令上何らかの基準が必要であることはいうまでもない。戸籍法五〇条は、命名の自由を最大限保障する趣旨から、子どもの名に用いることのできる文字の制限のみを課したわけである。この制限が合理的であるかどうかを、個々の事案に応じて不服のある当事者が裁判所に申立てることを認めることよって、人名用漢字の合理性がそのたびごとに検証されていくことになる。そして、その裁判所の判断や国民の意識や要望を考慮して、法制審議会ないし民事行政審議会を通して、立法政策として妥当な人名用漢字の範囲が策定されていくという道筋を保障しておくことができるのであれば、戸籍法五〇条による制限は決して不合理なものとはいえないであろう。最高裁判所平成一五年決定はそのような観点から評価されるものである。

注

(1) かつて、筆者は、「舜」の字に関する奈良家庭裁判所昭和六二年一月一九日審判家庭裁判月報四〇巻一一号一一六頁の事案について、審判申立て前の段階ではあったが、ある新聞記者から質問を受けたことがあった。戸籍法五〇条の解釈として、戸籍法施行規則が定める「人名用漢字」が「常用平易な文字」の「例示」と理解することも可能であると思うが、戸籍事務管掌者には実質的な審査権限が与えられておらず、役場の窓口で特定の漢字が「常用平易の文字かどうか」という判断をおこなうことはできないものと考えられるので、裁判所の判断を求めるしかないのではないかと答えた記憶がある。

(2) 東京高等裁判所昭和二六年四月九日決定家庭裁判月報三巻三号一三頁など、人名用漢字として認められていない漢字を使用した出生届の受理を認めなかった審判例に対して、東京家庭裁判所昭和四八年一月三〇日審判家庭裁判月報二六巻五号一〇二頁のように出生届の受理を認めた審判例もある。

(3) 那覇家庭裁判所平成九年一月一日審判家庭裁判月報五〇巻三三〇四六頁。

(4) いずれも公刊物未掲載。

(5) 最高裁判集五七巻一一号二五六二頁、判例時報一八四六号一一頁、判例タイムズ一一四一号一一二頁。

(6) そのほか、大阪家庭裁判所などの審判の結果を受けて、「駕」、「毘」、「瀧」も平成二六(二〇〇四)年七月に別表に追加された。平成二六年七月二日法務省令四九号など。中村也寸志「判例解説」法曹時報五七巻五号三三五頁(二〇〇五年)参照。

(7) 「当用漢字表」は昭和二二(一九四六)年一月一六日内閣告示三三二号によって制定された。

(8) 旧戸籍法二八条一項、五五条。

(9) 明治六年太政官布告一一八号。

(10) 大正二二(一九三三)年二月六日民甲二二八号民事局長回答。そのほか、同一戸籍内の生存者と同一の名を付けることも認められていなかった。昭和一〇(一九三五)年一月五日民甲八二八号民事局長回答。

(11) 昭和二六(一九五一)年五月二五日内閣告示一号および昭和二六年五月二五日法務省令九七号。なお、円満字二郎「人名用漢

字の戦後史」(岩波新書、二〇〇五年) 二三頁以下参照。

(12) 「人名用漢字追加表」は昭和五一(一九七六)年七月三〇日内閣告示一号によって制定され、戸籍法施行規則六〇条の改正は昭和五一年法務省令三七号によっておこなわれた。鈴木健一「人名用漢字について」戸籍三七号一頁(一九七六年)参照。

(13) 「常用漢字表」には一九四五字が掲げられていたが、これは「当用漢字表」の漢字一八五〇字を全部承継し、新たに九五字を付け加えたものである。

(14) 大森政輔「子の名に用いる文字の取扱いに関する民事行政審議会の答申及びその実施について」戸籍四四一号一頁(一九八一年)参照。民事行政審議会は同時に、字体について、原則として一字種につき一字体とし、例外として当分の間、二字体を認めることも提言していた。

(15) 昭和五六(一九八一)年一〇月一日昭和五六年法務省令五一号。小野允「戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」戸籍四四二号二五頁(一九八一年)参照。

(16) 東京家庭裁判所八王子支部平成六年一月三十一日審判判例時報一四八六号五六頁。これについては、宮崎幹朗「『悪魔ちゃん』事件にみる命名の自由とその限界」愛媛法学会雑誌二二卷三・四号七三頁(一九九六年)参照。

(17) 法務省民事局第二課「人名用漢字等に関する諮問に対する民事行政審議会答申について」戸籍五五八号二八頁(一九九〇年)参照。

(18) 平成九(一九九七)年二月三日法務省令七三三号。自見武士Ⅱ赤間聡「戸籍法施行規則等の一部を改正する省令(子の名に用いることのできる漢字の範囲の拡大)の解説」戸籍七六四号一二頁(二〇〇四年)の(注17)参照。「琉」の字が、平成二年における人名用漢字の見直しの際に民事行政審議会において、追加の候補として検討されたものの、最終候補に入らなかったという経緯があったので、民事行政審議会にあらためて諮問・答申という手続を踏む必要があると考えられたという。

(19) 「曾」について平成一六(二〇〇四)年二月三十三日法務省令七号、「獅」について平成一六年六月七日法務省令四二号、「駕」「昆」「瀧」について平成一六年七月二二日法務省令四九号。

(20) 検討の対象を基本的にJ・I・S第一水準および第二水準の漢字としたのは、社会一般において尊重され、幅広く用いられているものであることと、<sup>2)</sup>重点計画の下で高度情報通信ネットワーク社会の形成のためにJ・I・S漢字の重要性・汎用性が一層高まるものと考えられるという点にあった。

(21) 文化庁が平成一二(二〇〇〇)年三月におこなった調査であり、書籍数三八五、漢字数三三三〇万一九三四字を対象としたものである。同種の調査の中で最大規模のものであることから、「常用平易な漢字」の選定にあたっては、この調査結果を活用することが合理的であると判断されたものであった。

(22) 平成一六(二〇〇四)年九月二七日法務省令六六号。

(23) 家庭裁判月報三卷三号一三頁。

(24) 家庭裁判月報二八卷三号五六頁。

(25) 子どもが出生すると一四日以内に出生の届出をしなければならず、これに違反すると過料が課せられるが(戸籍法一二〇条)、親が名付けに迷っている間に、一四日の期間が過ぎ出生届が出せず、過料の制裁を受けるのは不合理であるため、「名未定」の出生届を出すことが認められている。この場合には、名が決まった後で追完届を出すことになる。昭和五〇(一九八五)年五月二三日民二二六九六号通達。

(26) 家庭裁判月報四〇卷一十一号一一六頁。なお、抗告審である大阪高等裁判所昭和六三年一月二十九日決定も原審判を支持し、父親からの抗告を棄却している。家庭裁判月報四〇卷一十一号一一七頁参照。

(27) 前述のとおり、この決定は公刊物には登載されていないが、最高裁判所平成一五年十二月二五日決定の事案に関して、抗告理由に引用されている。最高裁判所民集五七卷一十一号二五七三頁以下参照。

(28) 家庭裁判月報二六卷五号一〇二頁。

(29) 家庭裁判月報五〇卷三号四六頁。

(30) 最高裁判集五七卷一十一号二五七五頁以下参照。

- (31) 最高裁判集五七卷一―二五七七頁以下参照。
- (32) 前掲・中村「判例解説」法曹時報五七卷五号三三三頁、中原太郎「判例研究」法学協会雑誌二二二卷一―一六四頁(二〇〇五年)、村重慶「判例研究」戸籍時報五七七号四七頁(二〇〇四年)、澤田省三「判例研究」戸籍七五九号二五頁(二〇〇四年)など。前掲・円満字「人名用漢字の戦後史」二〇一頁は、前代未聞のことであつたと指摘している。
- (33) 前掲・中原「判例研究」法学協会雑誌二二二卷一―一六八頁参照。
- (34) たとえば、谷口知平「戸籍法(新版)」(有斐閣、一九七三年)一一二頁など参照。
- (35) これについては、前掲・宮崎「悪魔ちゃん」事件にみる命名の自由とその限界」愛媛法学会雑誌二二二卷三―四号八八頁参照。なお、戒能通孝「子を命名する権利と義務」穂積重遠先生追悼論文集「家族法の諸問題」(有斐閣、一九五二年)三二九頁以下、山川一陽「名の意義とその機能」戸籍四一七号一九頁以下(一九八〇年)など参照。
- (36) その典拠例として、前掲の「悪魔ちゃん」事件が挙げられる。
- (37) 前掲・山川「名の意義とその機能」戸籍四一七号二二頁。
- (38) 家庭裁判月報二八卷三号五六頁。
- (39) 家庭裁判月報一五卷一―二号一八三頁。この事案は、娘に妻と同じ「伸子」という漢字を用いて、「しんこ」とふりがなを付した名の出生届を出したところ、受理を拒否されたため、受理を命じる審判を求めたというものであった。
- (40) 判例時報一〇四号六六頁。
- (41) たとえば、東京家庭裁判所昭和三四年五月一八日審判家庭裁判月報一一卷七号七七頁、岐阜家庭裁判所高山支部昭和五六年六月三日審判家庭裁判月報三四卷一―二号七三頁、広島家庭裁判所竹原支部平成元年二月一八日審判家庭裁判月報四二卷六号五三頁など。戸籍法一〇七条の二は「正当な事由」があれば名の変更を認めるとしていることから、「正当事由」の判断の際に、文字の「常用平易性」や「人名用漢字」であるかないかという問題を考慮するべきか否かという議論がある。齋藤秀夫「菊池信男編『注解家事審判規則(特別家事審判規則)(改訂)』(青林書院、一九九四年)五一―七頁以下(大森政輔)参照。

- (42) 草深重明「氏及び名の変更の許可」岡垣學『野田愛子編』講座・実務家事審判法4（日本評論社、一九八九年）二二二頁など。
- (43) この例として、東京家庭裁判所昭和三五年一〇月三一日審判家庭裁判月報一三卷三号一五二頁、名古屋高等裁判所昭和五二年一二月一九日決定家庭裁判月報三〇卷六号一〇〇頁などがある。改名の申立てについては、社会生活において名の変更が客観的に合理的であり妥当であるかどうか判断されるわけで、必ずしも文字の常用平易性が問題とされるわけではない。
- (44) 昭和二一（一九四六）年一月一六日内閣告示三三三号。
- (45) 前掲・中村「判例解説」法学時報五七卷五号三二四頁以下、前掲・自見『赤間』戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（子の名に用いることのできる漢字の範囲の拡大）の解説」戸籍七六四号三頁参照。
- (46) 青木義人『大森政輔』全訂戸籍法（日本評論社、一九八四年）四七二頁など。
- (47) 前掲・谷口『戸籍法（新版）』七三頁など。しかし、田代有嗣「戸籍届出に対する市町村長の審査権（完）」民事研修一七五号三九頁以下（一九七一年）では、市町村長の実質的審査権限を肯定し、その行使上の問題点を検討している。
- (48) 前掲・中村「判例解説」法学時報五七卷五号三二八頁参照。
- (49) 前掲・中原「判例研究」法学協会雑誌一二二卷二号一七五頁参照。
- (50) 同旨、前掲・中原「判例研究」法学協会雑誌一二二卷一十一号一七五頁。